

**まちづくり共創推進体制整備業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

軽井沢町 総合政策課 まちづくり推進室

令和8年度 町単 まちづくり共創推進体制整備業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和8年度 町単 まちづくり共創推進体制整備業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 目的

この要領は、まちづくり共創推進体制整備業務委託について、令和7年度に検討・作成した町の特性を活かした新たなまちづくりモデル案について、その実現に向けた具体的な施策内容、実施体制、事業手法等を整理し、実装に向けた体制構築の伴走支援をするため、高い専門性、豊富な経験、柔軟な発想を有する者を公募型プロポーザルにより選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 町単 まちづくり共創推進体制整備業務委託

(2) 業務の内容

別紙仕様書（案）（以下「仕様書」という。）（別紙）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

(4) 予算額（提案限度価格）

金22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約候補者決定後における見積開封時、別途予定価格設定

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならぬ。

- (1) 法人格を有する者であること。2社（者）以上の共同事業体を結成し参加することも可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に該当しない者であること、また民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 共同事業体の場合には、(1)から(8)を全構成員が満たしていること。
- (10) 軽井沢町競争入札等参加者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
なお、名簿に登録されていない場合は、担当課へお問い合わせください。
- (11) 参加者は、契約候補決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 参加申込み

- (1) 「3 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②会社概要書（様式第2号）
 - ③共同体の構成企業表（様式第3号） ※共同事業体の場合
 - ④参加資格要件該当誓約書（様式第4号）
 - ⑤その他添付資料 各1部
会社パンフレット、決算報告書、定款等提出者の概要が分かるもの。共同企業体の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出期間
令和8年4月17日（金）午後5時
- (4) 提出先
軽井沢町総合政策課まちづくり推進室
〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
- (5) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。
- (6) 辞退
参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ①受付期限及び提出方法

令和8年4月13日（月）午後5時まで
質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。※メールタイトルを「令和8年度 町単 まちづくり共創推進体制整備業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

②提出先

軽井沢町総合政策課まちづくり推進室
E-mail townplan@town.karuizawa.nagano.jp

(2) 質問に対する回答

①回答日

令和8年4月16日（木）

②回答方法

本町のホームページに掲載し、個別には回答しない。

6 参加資格の承認

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年4月23日（木）までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書を参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

7 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

③見積書及び内訳書（任意様式）

業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

(2) 企画提案書の内容

①業務実施体制及びスタッフの業務経歴（任意様式）

業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

②業務計画（任意様式）

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施の具体的なスケジュールを記述すること。

③業務に関する企画等（任意様式）

各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に企画提案すること。また、仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために

必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。

なお、提案の中では、企画提案者独自のネットワーク（有識者等）、経験等がどのように生かされるかを分かりやすく具体的に記述すること。

(3) 提出部数

合計14部（原本1部、副本13部）

見積書（原本）の宛先は軽井沢町長とし、事業者の所在地、事業者名及び代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

副本13部については、公平な審査を行う観点から、事業者名を伏せたものを提出すること。

(4) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

軽井沢町総合政策課まちづくり推進室

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

(6) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

8 資格審査及び提案の選考

(1) 審査委員会の設置

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関する条例に基づき、本プロポーザルの実施及び企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。審査委員会は、委員5人以上をもって組織する。委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・町の職員その他の町長が必要と認める者

(2) 審査方法

①応募事業者資格の確認審査

本業務の発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類等により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合には失格とする。

②プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。ただし、5者以上の提案があった場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

ア 日 時 令和8年5月8日（金） ※時間は別途通知

イ 場 所 軽井沢町役場 2階第3・4会議室

ウ 時 間 プレゼンテーション（20分以内）とヒアリングを含めて30分程度

エ 参加者 3名以内（パソコン等の操作をする者を含む）

オ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（スクリーンとプロジェクターは軽井沢町が用意する。）

カ プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

キ 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案書類等は認めない。

ク プレゼンテーションの時間延長は一切認めない。

ケ 審査を欠席、遅刻した場合は、受注意思がないものとし、審査の対象としない。

コ ヒアリングでは、審査委員からの質問に対して回答することとし、提案者から審査委員への質問は認めない。

サ 公平性、透明性及び客観性を期するため、会社名や所属等を名乗るなどの行為はしないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、「A者」、「B者」等所属を伏せて行う。

③評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 評価審査

- ① 審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し審査する。
- ② 各委員が採点した結果を集計し、合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。
- ③ 得点方式で合計点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を候補者に、次に得点が高い者、かつ、順位方式で次に多くの委員から第一順位に評価された者を次点とする。
- ④ ③により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、当該複数の者について、各審査委員が付した得点のうち最高点及び最低点を除いた得点の合計を得点方式の合計点として再集計し、当該合計点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を候補者とする。
ただし、これによってもなお第一順位が決定しない場合は、それぞれの方式の該当者の中から、審査委員会において協議し、候補者を決定する。
- ⑤ ④により決定しない場合は、審査委員会において委員の多数決により候補者及び次点を決定する。
- ⑥ 応募事業者が1社の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、最低基準点は、総合得点の6割以上とする。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。
なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額等が「2(4)予算額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたりと認める場合

10 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、応募事業者に帰属する。
- (2) 本町は、本プロポーザルの審査等に必要範囲において、提出された書類等を複製することがある。

11 契約締結

- (1) 契約は、選定された最優秀提案者と軽井沢町との間で、提出書類等に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案書の内容をもって契約するとはならないことに留意すること
- (2) 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) このプロポーザル又はこの委託業務に関する情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）の規定により提出書類の公開をすることがある。

13 日程

公告	令和8年4月8日（水）
質問書の提出期限	令和8年4月13日（月）午後5時
質問に対する回答期限	令和8年4月16日（木）
プロポーザル参加申込書等提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時
参加資格の承認の可否 結果通知（メール）	令和8年4月23日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月24日（金）午後5時
プレゼンテーション審査会	令和8年5月7日（木）または 令和8年5月8日（金）
審査結果通知	令和8年5月15日（金）※予定

14 担当部署

軽井沢町総合政策課まちづくり推進室

電話番号 0267-45-2500

F A X 0267-46-3165

E-mail townplan@town.karuizawa.nagano.jp